

はしがき

大学の法学部以外で憲法を教えているが、学生たちと接していて驚くことがある。大学に入学するまでの教育課程のなかで、憲法を学ぶ機会はあったというのだが、前文を読んだことと、第九条平和主義くらいしか知らないという学生は少なくない。それでも、日本国憲法の基本原理は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義であることは言える。また、三権分立や議院内閣制、最高裁裁判官の国民審査の統治機構の制度などは知っているが、それが憲法の条文とは結び付いていないことがある。憲法を尊重し、擁護する義務があるのは誰かとたずねると、「わたしたち」と答える。この数年、憲法改正について話題になることもあるが、その是非をたずねると、「古いし時代にあわないから、やってもいいんじゃない？」と言う。

日本国憲法を支える基本原理の基礎には、次のような立憲主義思想が存在している。日本国が人権と平和の保障を目的として社会契約によって成立したものとされ（前文第一段等）、日本国憲法はその契約内容を憲法規範化したものと解される。したがって、日本国憲法は、何よりもまず基本的人権の保障を目的とするものとなっており（九七条、第三章）、その人権は不可侵・永久のものである（九七条・一一条）。また、同時に、国際社会のなかでの平和の保障をも目的としている。そして、人権と平和を保障すべきものとして成立した国家は、それに適合した統治機構をもたなくてはならない。それは、権力の濫用を防止する機構でなければならない。そのために、その機構は、権力分立原理によって支えられたものとなっている。少なくとも、これらのことは憲法を学ぶ機会があったならば、知っておかねばならないことであるが、残念ながらそうではない学生と日々接している。それは学生が悪いというよりは、むしろ高等学校までの教育システムの問題といえるのかもしれない。

法学部以外の学生に憲法を教えるということは、その学生の人生にとっても二度と憲法を体系的に学ぶ機会が無いというところ、もう少し踏み込んでいうならば、法学を学ぶ機会が無いかもしれないということの意味している。だからこそ、主権者として生きていくことの意味、「解釈改憲の政治」のもと、日本が事実上、世界有数の軍事力を持ち、安保関連法が成立してしまっている状況での平和主義、人権はそもそも権力に対抗する概念であるのに、国家や権力に抗う人々を蔑む昨今の風潮、憲法の根底にある権力を濫用させないために憲法による政治を行うという立憲主義思想などは、憲法を学ぶ機会がこれから先に無いであろう若者であるからこそ、教える責務が私たちに課せられていると深く感じる。

一九四六年公布、一九四七年施行の日本国憲法をめぐる国内外の状況は、七〇年以上の歳月を経て、目まぐるしく変化を

述べている。それでも、なぜここまで憲法改正をせざるにきたのか、そして憲法改正の議論が主権者のものとしておこったときに、きちんとした知識のもとで、自分の軸で責任をもって意見表明ができる人を育てるといふ、そんな教育の一助に本書がなることを願ってやまない。そして、本書のより良い充実のために、今後も努力を続けていきたいと願っている。本書に対する忌憚のないご意見を賜れば幸いである。

末筆で恐縮ではあるが、改めて旧版を執筆された諸先生に最大の敬意と感謝を申し上げる。そして、『新・資料で考える憲法』から引き続き、編集会議をはじめすべてのお世話をお願いし、大変なご尽力を頂いた法律文化社の野田三納子さんに深甚の謝意を、そして疋田麻里さん、徳田真紀さん、林大雅さんにもお礼を申し上げます。

『資料で考える憲法』の刊行に際して

一九九七年五月に出版された『資料で考える憲法』（初版本）、二〇一二年四月に出版された『新・資料で考える憲法』の流れを汲み（後掲「新版はしがき」「はしがき」参照）、このたび編著者も新たに『資料で考える憲法』（新版）を刊行することとなった。

同書は、大阪大学名誉教授山中永之佑先生、大阪大学名誉教授高田敏先生、大阪国際大学名誉教授奥正嗣先生、和歌山大学名誉教授三吉修先生、元神戸市看護大学准教授白石玲子先生、高岡法科大学法学部教授高倉史人先生、そして私も途中から末席に加えていただくこととなり、一九九七年からの累計部数は刊行から二〇年の間に、数万部にものほった。長く教科書として愛され、版を重ねるたびに、新たな資料や判例を加えるといった努力を重ねてきたものである。それでも、この二〇年の時代の流れはあまりに激しく、現場で教えるにはマイナーチェンジでの対応では、やや厳しくなってきたという背景があった。そうとはいえ、諸先生方が叡智を結集されて作成された初版本を、すべて捨ててしまうなどという愚行は頭になく、山中先生・高田先生にご相談したところ、初版本の流れを汲み、平和憲法の意味を汲むことができる執筆者がそろうのであれば、資料や判例も使用して良いというお許しをいただいた。ここに、山中先生・高田先生をはじめ、初版本の執筆をされた先生方に心よりの感謝を申し上げます。

そこから、本書にも掲載してある後掲のはしがきを何度も読み直し、新たな執筆者をお願いし、このたび『資料で考える憲法』を刊行することとなった。新たな執筆者は、谷口真由美、谷口洋幸、清末愛砂、松村歌子、藤本晃嗣、里見佳香、小野博司の七名で、章立て、編別、資料の選定は全員で協議して行い、解説も全員が執筆し協議した。執筆者のほぼ全員が、

各大学でとりわけ法学部以外での日本国憲法や法学の授業を担当し、日々学生と接しているからこそ、何を教えるべきなのか、またどのように教えるべきなのか、議論を重ねてきた。また、われわれ自身も、お互いがどのように憲法を教えているのかということや学ぶ機会にもなったため、研究者というよりはむしろ、教育者目線からの構成となっている。また、この情報過多の社会にあつて、真に意味のある情報にアクセスができること、それらを見抜く力を養うことは、大学時代に学ばねばならない大切な教養の一つであると考え。本書は、その意味でも教養書として使える一冊である。諸氏のご尽力に、厚くお礼を申し上げます。

二〇一八年三月

谷口真由美